

新たな過疎対策法の制定に関する要望

長野県市町村過疎地域対策協議会

新たな過疎対策法の制定に関する要望

過疎対策については、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と少子・高齢化が急速に進んでいる過疎地域は、これまで以上に極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域である。また、都市に対して、食料・水資源・エネルギーを供給し、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなど多面的・公益的機能を担っている。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されていくことが、多面的・公益的機能の維持につながり、都市も含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、国は、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を行うべきである。

よってここに、平成22年3月をもって失効する「過疎地域自立促進特別措置法」の後の、新たな過疎対策法の制定を強く求めるものである。

新たな過疎対策法においては、別紙事項について特段の配慮を強く要請する。

1	新たな過疎対策の理念の確立	1
2	適切な指定要件・指定単位の設定	2
3	安心・安全な生活基盤の確立	3
4	高度情報通信等社会基盤の整備	5
5	地域資源の活用による産業の振興・雇用の創出	6
6	過疎対策基金の創設	8
7	地方交付税の充実・強化及び過疎対策 事業債対象事業の拡大	9

1 新たな過疎対策の理念の確立

過疎地域が果たしている役割を正しく評価し、新しい過疎対策の理念を確立すること

過疎地域は、全国の1割足らずの人口で、広大な国土の過半を支えている。これらの地域は、森林・農地の維持・管理を通じ、土砂災害の防止、水源の涵養、食料の供給、二酸化炭素の吸収、自然環境や景観の保全といった重要な役割を果たし、国民全体の社会経済活動を支えてきた。

しかしながら、過疎問題の一層の深刻化により、これらの多面的・公益的機能の維持が困難な状況に陥っている。

過疎地域を守ることは、国土の保全と国民全体の暮らしを支えることであることについて、都市住民を含めた国民全体が再認識する必要がある。

新しい過疎対策においては、都市地域と過疎地域が相互に支え合う共生社会の形成を目指す必要がある。

よって、こうした考えが新たな過疎対策の理念として実現されるよう、次のことを強く要望するものである。

新過疎対策法において、過疎地域の持つ多面的・公益的機能を積極的に評価し、国土づくりにおける過疎地域の意義と役割を明記すること。

2 適切な指定要件・指定単位の設定

過疎地域の特性を的確に反映する指定要件と指定単位を設定し、現行過疎地域を指定対象とすること

これまでの指定要件は、人口減少率や財政力指数などを中心とした指定要件であったが、これに加え、人口希薄地域で広大な森林資源を有するという過疎地域の自然的社会的特性を十分に反映させる必要がある。

また、平成の大合併により、新しい市町村の一部となった多くの旧過疎市町村では条件不利性は改善されていないし、合併後の市町村においても、過疎対策のための財源を確保することが困難な状況になっている。

このため、指定要件・指定単位の設定に当たっては、次の内容が考慮されるよう強く要望するものである。

- (1) 過疎地域の自然的社会的特性を反映した新たな指標として、「人口密度」や「林野率」などを加えること。
- (2) 過疎地域の指定単位は、市町村単位とし、平成の大合併前の旧市町村を単位とした「一部過疎」指定を設けること。
- (3) 現行過疎地域は、新法においても引き続き過疎地域に指定されるよう、最大限の配慮をすること。

3 安心・安全な生活基盤の確立

医療の確保、交通の確保、雇用の確保、教育環境の整備等を、広域的な事業による対応も含めて積極的に推進し、安心・安全に暮らせるための生活基盤を確立すること

過疎地域の生活基盤整備は、4次にわたる過疎対策法によって一定の進展を見たが、多くの過疎市町村において、道路、下水道等の社会的インフラ整備は、未だ全国水準より低位にある。

また、医師や看護師の不足、住民の足である路線バスの廃止など、新たな深刻な課題に直面しているが、医療の確保、雇用の場の確保、交通の確保などの問題は、市町村単独で解決するのは困難であり、中心都市を含む周辺地域及び都道府県との連携を図り、広域的に取り組む必要がある。

このため、次の施策が実現されるよう強く要望するものである。

- (1) 道路、下水道等全国水準より大きく遅れている生活環境施設の整備を促進すること。また、補助率の嵩上げ措置及び都道府県代行制度については存続すること。
- (2) 医師・看護師等の確保、遠隔医療システムや医療用多目的ヘリコプターの整備、へき地医療拠点病院への支援などにより、地域医療の確保を図ること。
また、都道府県や中心都市が行うこれらの事業を広域的過疎対策事業と位置づけ、過疎対策事業債の対象とするなどの支援を行うこと。
- (3) 住民の生活交通を確保するため、地域交通の維持・確保に要する経費の助成措置を強化すること。

また、自家用有償旅客運送を積極的に活用するため、道路運送に関する規制の緩和を行うこと。

- (4) 離島航路・空路の維持存続のため助成制度の拡充を図るとともに、離島の経済不利性を緩和するため、離島航路を国道とみなし、自治体が行う船舶整備に対する補助制度を創設すること。
- (5) 都道府県や中心都市が行う企業用地造成事業など、過疎地域の雇用確保に資する事業を広域的過疎対策事業と位置づけ、過疎対策事業債の対象とするなどの支援を行うこと。
- (6) 小規模校における教育水準を確保するため、教職員の適切な配置、複式学級の解消など必要な措置を講じること。
- (7) 遠距離通学や寄宿舎生活を余儀なくされている児童・生徒の家庭負担軽減のため、スクールバス運営に対する支援、通学費・居住費の支援等の充実を図ること。
- (8) 住民を災害から守るための治山・治水事業や消防・防災施設の整備を推進するとともに、学校などの耐震化に対する支援を強化すること。

4 高度情報通信等社会基盤の整備

産業活動の活性化に必要な高度情報通信基盤、高規格幹線道路等の道路網の整備を図るとともに、企業経営に対する税制等の優遇措置を強化すること

過疎地域における雇用の確保は引き続き重要な課題であり、企業の過疎地域への進出及び過疎地域での経営の発展をより一層推し進める必要がある。ブロードバンド整備や地上放送デジタル化など情報基盤の整備は、地域産業の活性化や生活情報の伝達などにおいても、最も重要なツールとして期待されているが、過疎地域においては、自治体において整備せざるを得ない地域が多くある。

過疎地域の活性化、都市との交流の促進、製品・生産物の短時間輸送のために、高速交通ネットワークの整備を促進するとともに、過疎地域の経済不利性を緩和する税制等の優遇措置を一段と強化する必要がある。

このため、次の施策が実現されるよう強く要望するものである。

- (1) 過疎地域の高度情報通信ネットワークを確保するため、ブロードバンド環境整備、移動通信用鉄塔等の整備に対する支援を強化するとともに、これらの維持・管理に対する支援措置を新設すること。
- (2) 地上デジタル放送移行にあたり、過疎地域全域で受信ができるよう適切な対策を早急に講じること。
- (3) 過疎地域の活性化、中心都市との交流の促進を図るため、高規格幹線道路網等を整備すること。
- (4) 過疎地域への企業の進出を推し進めるため、税制等の措置を拡充・強化するとともに、対象業種の範囲を拡大すること。

5 地域資源の活用による産業の振興・雇用の創出

森林の管理、農地の活用、地域資源の活用等過疎地域の環境と特性を活かした産業振興を支援し、新たな雇いを創出すること

森林や農地等が持つ公益的機能は、そこに人が住み、適切な管理・保全を行うことによって保たれているが、農林漁業従事者が減少し続けており、農林漁業への新規参入者の確保が大きな課題である。

また、地域資源を活用した振興策として、地域生産物のブランド化、地産地消の推進、バイオマスの利用拡大などに大きな期待が寄せられているが、そのためには外部の人的・経済的資源を過疎地域に積極的に導入する必要があると、意欲ある若者や企業を新たな担い手として過疎地域に誘導するための環境を早急に整備する必要がある。

このため、次の施策が実現されるよう強く要望するものである。

- (1) 個人や企業の農業への新規参入を促進し、雇用・就業機会の拡大を図るため、経営の面積、農地の取得などの規制を緩和すること。
- (2) 耕作放棄地や放置林などの管理を市町村・企業・NPO等が主体的に行えるよう支援措置を講じること。
- (3) 農林漁業への新規就労を促進するため、技術習得期間中の生活支援及び初期投資に要する費用に対する助成措置を充実・強化すること。
- (4) 国産材による住宅建設を促進するため、国税及び地方税における優遇制度を充実・強化すること。
- (5) 企業が社会活動として行う森林育成事業等に対し、税制上の優

遇を行うこと。

- (6) 地域循環型社会の形成のため、地産地消、バイオマスエネルギーの活用等の取組に対し支援を行うこと。
- (7) 中山間地域等直接支払制度を継続し、内容の充実・強化を図ること。
- (8) 森林の管理を推進するための財源として森林環境税等の導入を図ること。

6 過疎対策基金の創設

過疎市町村に過疎対策基金を創設し、集落対策、都市との交流、人材の育成、多様な主体の協働による地域づくり等のソフト事業を積極的に支援すること

これまでの過疎対策事業は、生活基盤整備などのハード事業が中心であった。昨今の過疎対策においては、これらハード事業への支援に加え、集落対策、都市との交流、地域住民の交通の確保、人材の確保などが課題になっていることから、ソフト事業への支援も強く求められている。

このため、次の施策が実現されるよう強く要望するものである。

- (1) 集落対策、都市との交流、人材の育成、生活交通確保、コミュニティ活動支援などの幅広いソフト事業を支援するため、過疎対策事業債等を活用し、過疎市町村に「過疎対策基金」を創設すること。
- (2) 集落支援員の設置や集落再編など集落対策を推進するための支援措置を強化・拡充すること。

7 地方交付税の充実・強化及び過疎対策事業債対象事業の拡大

地方交付税の充実・強化により過疎市町村の財政基盤を確立するとともに、過疎対策事業債の対象事業を拡大すること

三位一体改革等により地方交付税が大幅に削減された結果、過疎市町村においては一般財源が激減し、住民に対する行政サービスの十分な提供が難しくなっている。

財政基盤が脆弱な過疎市町村は、地方交付税による十分な財源保障なくしては行政運営が難しく、地方交付税を強化し、安定的な財源を確保するための政策的な配慮が必要である。

過疎対策事業債については、過疎地域にとって命綱というべき重要な財政支援策であり、過疎対策事業債制度の存続は過疎市町村共通の願いである。

また、過疎地域においてはこれまで整備してきた道路、橋りょうなどの施設の修繕が必要になっており、このような施設の維持・修繕を過疎対策事業債の対象にするほか要件を緩和するなど、制度の改正が強く求められている。

このため、次の施策が実現されるよう強く要望するものである。

- (1) 過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、地方交付税による財源保障機能の更なる充実・強化を図ること。
- (2) 現行過疎対策事業債の制度を存続すること。道路・橋りょうの維持・補修に係る経費、廃校舎の解体・再活用に要する経費、ソフト事業に要する経費を対象とするなど、対象事業を拡大するほ

か、従来の対象事業の要件を緩和し、弾力的運用を図ること。なお、元利償還に係る交付税算入率の拡大を図ること。